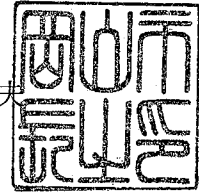


岡山市告示第21号

岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号。以下「条例」という。）第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下記の指定地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途岡山市告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月22日

岡山市長 大森 雅夫



記

指定地域
富山県，石川県